

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「水とともに躍進し 人間らしさを求め 社会に貢献できる魅力ある企業」の実現をめざしております。株主の皆様をはじめとするステークホルダーに対し、持続的な事業発展による企業価値の向上を図り、企業としての社会的使命を果たすことができる信頼性の高い経営を実現することを、コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1 - 2 - 4】

当社の株主構成(外国法人等の比率2.56%)等を勘案し、議決権の電子行使や招集通知の英訳は行っておりません。今後、必要に応じて検討いたします。

【補充原則3 - 1 - 2】

当社の株主構成(外国法人等の比率2.56%)等を勘案し、英語での情報の開示は行っておりません。今後、必要に応じて検討いたします。

【補充原則4 - 1 - 3】

当社は、「マエザワCG基本方針」において、後継者の計画の方針について、次のとおり定めております。

第20条(承継プラン)

http://www.maezawa.co.jp/ja/company/governance/main/0/teaserItems1/01/linkList/0/link/maezawaCG_151211.pdf

上記方針に基づき、最高経営責任者等の選定をより適切に行えるよう努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1 - 4】

当社は、「マエザワCG基本方針」において、いわゆる政策保有株式に関する方針を、次のとおり定めております。

第4条(株式の政策保有および政策保有株式に係る議決権行使に関する基本方針)

http://www.maezawa.co.jp/ja/company/governance/main/0/teaserItems1/01/linkList/0/link/maezawaCG_151211.pdf

上記方針に基づき、次のとおり「株式の政策保有および政策保有株式に係る議決権行使に関する基本方針」を定めております。

(株式の政策保有および政策保有株式に係る議決権行使に関する基本方針)

1. 上場株式の政策保有に関する方針

事業上関係する会社や金融機関のほか、友好関係を保持できる会社と、円滑かつ密接な関係を保持することにより、当社における企業価値の維持・向上を図ることを目的として、政策保有株式として保有する。

2. 政策保有株式に係る議決権行使に関する方針

議決権行使にあたっては、上記の保有目的および株主価値の維持・向上の状況等について総合的に検討し、個別に適切に対応する。

【原則1 - 7】

当社は、「マエザワCG基本方針」において、関連当事者間の取引について、次のとおり定めております。

第6条(倫理基準および利益相反)

http://www.maezawa.co.jp/ja/company/governance/main/0/teaserItems1/01/linkList/0/link/maezawaCG_151211.pdf

また、監査役においては、「監査役監査基準」に則り、次の取引等について、取締役の義務に違反する事実がないか監査を行っております。

1. 競業取引

2. 利益相反取引

3. 会社がする無償の財産上の利益供与(反対給付が著しく少ない財産上の利益供与を含む。)

4. 親会社等又は子会社若しくは株主等との通例的でない取引

【原則3 - 1】

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社は、「マエザワCG基本方針」において、経営理念等、経営計画について、次のとおり定めております。

第5条(経営理念)

第8条(経営計画の策定・開示)

http://www.maezawa.co.jp/ja/company/governance/main/0/teaserItems1/01/linkList/0/link/maezawaCG_151211.pdf

上記方針に基づき、中期3ヵ年経営計画(2018年度~2020年度)を策定し、当社ホームページで公表しております。

http://www.maezawa.co.jp/ja/ir/disclosure/auto_20180712480686/pdfFile.pdf

(2) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社は、当社が持続的に成長し、当社の長期的な企業価値を向上させ、もって株主の皆様が当社の株式を安心して長期的に保有していただくことを可能とするため、最良のコーポレートガバナンスを実現することを目的として、監査役会との協議および取締役会決議により、「マエザワCG基本方針」を制定しました。

今後も、本基本方針を改定した場合には、適時適切にその内容を公表します。

「マエザワCG基本方針」は、当社ホームページで公表しております。

第1条(コーポレートガバナンスの基本的な考え方)

http://www.maezawa.co.jp/ja/company/governance/main/0/teaserItems1/01/linkList/0/link/maezawaCG_151211.pdf

(3)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社は、「マエザワCG基本方針」において、取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続について、次のとおり定めております。

第27条(取締役等の報酬等)

http://www.maezawa.co.jp/ja/company/governance/main/0/teaserItems1/01/linkList/0/link/maezawaCG_151211.pdf

上記方針に基づき、次のとおり「役員の報酬等の額の決定に関する方針」を定めております。

(役員の報酬等の額の決定に関する方針)

1. 役員の報酬等については、役員の職責の対価として適切なものとなるよう、会社業績や職務の内容・執行状況のほか、上場会社を中心とした他企業の報酬水準などを総合勘案のうえ、透明性、公平性、客観性をもって決定します。

なお、取締役の報酬限度は、平成19年8月30日開催の第61回定時株主総会において年額200万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。監査役の報酬限度額は、平成19年8月30日開催の第61回定時株主総会において年額40万円以内と決議いただいております。

2. 業務執行取締役の報酬等は、基本となる月額報酬および毎年度の業績等を考慮した賞与により構成します。その他の取締役の報酬は、業務執行から独立した立場であることから、月額報酬のみとします。

業務執行取締役の報酬等およびその他の取締役の報酬の額は、透明性、公平性、客観性を確保するために、社外取締役を議長とする報酬諮問委員会の取締役会への勧告に基づき、取締役会の決議により決定します。

3. 監査役の報酬は、監査役の協議により決定します。

(4)取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

当社は、「マエザワCG基本方針」において、取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続について、次のとおり定めております。

第14条(取締役の資格および指名手続)

第15条(監査役の資格および指名手続)

http://www.maezawa.co.jp/ja/company/governance/main/0/teaserItems1/01/linkList/0/link/maezawaCG_151211.pdf

上記方針に基づき、指名諮問委員会を設置し、公正、透明かつ厳格な審査手続を行っております。

(5)取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

当社は、取締役・監査役候補者の選任・指名について、「株主総会招集ご通知・参考書類」に略歴および個々の選任理由を記載しております。

【補充原則4 - 1 - 1】

当社は、「マエザワCG基本方針」において、取締役会の役割について、次のとおり定めております。

第10条(取締役会の役割)

http://www.maezawa.co.jp/ja/company/governance/main/0/teaserItems1/01/linkList/0/link/maezawaCG_151211.pdf

上記方針に基づき、取締役会で決議した規程「決裁基準」により、重要性または金額等で基準を設け、権限を委任しております。

【原則4 - 8】

当社は、「マエザワCG基本方針」において、独立社外取締役の有効な活用について、次のとおり定めております。

第11条(独立社外取締役の役割)

第13条(取締役会の構成)

http://www.maezawa.co.jp/ja/company/governance/main/0/teaserItems1/01/linkList/0/link/maezawaCG_151211.pdf

当社は監査役会設置会社を採用しており、上記方針に基づき、独立社外取締役は2名、独立社外監査役は3名を選任しております。

独立社外取締役が、取締役会において、企業社会一般の価値観や社内の発想とは異なる視点など、独立した立場からの意見を述べることにより、客観性が保たれるものと考えております。また、独立社外監査役が、専門的、豊富な経験と高い見識に基づき、独立した立場から監査を行うことにより、客観性が保たれるものと考えております。

なお、独立役員は5名であり、取締役(6名)、監査役(4名)の合計員数(10名)の2分の1以上となっております。

【原則4 - 9】

当社は、「マエザワCG基本方針」において、独立社外取締役の独立性判断基準及び役割について、次のとおり定めております。

第11条(独立社外取締役の役割)

第13条(取締役会の構成)

http://www.maezawa.co.jp/ja/company/governance/main/0/teaserItems1/01/linkList/0/link/maezawaCG_151211.pdf

上記方針に基づき、当社が定める「独立役員認定基準」により、当社との人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はなく独立性を有している者を社外役員候補者に選定しております。

* 社外役員の独立性に関する基準の「独立役員認定基準」は、有価証券報告書にて開示しております。

当社は、社外取締役2名、社外監査役3名を株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員に指定しております。

【補充原則4 - 11 - 1】

当社は、「マエザワCG基本方針」において、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方について、次のとおり定めております。

第14条(取締役の資格および指名手続)

http://www.maezawa.co.jp/ja/company/governance/main/0/teaserItems1/01/linkList/0/link/maezawaCG_151211.pdf

上記方針に基づき、多様性ある取締役会の確保に努めてまいります。

【補充原則4 - 11 - 2】

取締役・監査役の役員兼任状況については、有価証券報告書および株主総会招集通知(事業報告・参考書類)において開示しております。

【補充原則4 - 11 - 3】

当社は、「マエザワCG基本方針」において、取締役会全体の分析・評価について、次のとおり定めております。

第26条(自己評価)

http://www.maezawa.co.jp/ja/company/governance/main/0/teaserItems1/01/linkList/0/link/maezawaCG_151211.pdf

上記方針に基づき、取締役会全体の分析・評価を実施し、その結果の概要を当社ホームページで公表しております。

<http://www.maezawa.co.jp/ja/news/topic2352727263441335829/main/0/link/20170905CGhyouka.pdf>

【補充原則4 - 14 - 2】

当社は、「マエザワCG基本方針」において、取締役・監査役に対するトレーニングの方針について、次のとおり定めております。

第22条(取締役および監査役の研鑽および研修)

http://www.maezawa.co.jp/ja/company/governance/main/0/teaserItems1/01/linkList/0/link/maezawaCG_151211.pdf

【原則5 - 1】

当社は、「マエザワCG基本方針」において、株主との建設的な対話に関する方針について、次のとおり定めております。

第33条(株主との建設的な対話に関する方針)

http://www.maezawa.co.jp/ja/company/governance/main/0/teaserItems1/01/linkList/0/link/maezawaCG_151211.pdf

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
前澤化成工業株式会社	1,229,400	5.73
前澤給装工業株式会社	1,198,438	5.59
財団法人前澤育英財団	1,036,000	4.83
前澤工業取引先持株会	966,780	4.51
株式会社みずほ銀行	721,708	3.36
株式会社大成機工インターナショナル	641,700	2.99
明治安田生命保険相互会社	459,264	2.14
前澤工業従業員持株会	361,888	1.68
株式会社りそな銀行	335,000	1.56
日本マスタートラスト信託銀行(信託口)	332,700	1.55

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	5月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
小村 武	他の会社の出身者													
安部 公己	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小村 武			わが国の経済運営や金融に携わった長年の経験と企業経営に関する豊富な知見を有しており、経営的な見地から社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、社外取締役として選任しております。 また、取引所の規定する一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず独立性を有しておりますので、独立役員に指定しております。

安部 公己		弁護士としての長年の経験と豊富な知見を有しており、社外取締役の職務を適切に遂行できると判断し、社外取締役として選任しております。 また、取引所の規定する一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず独立性を有しておりますので、独立役員に指定しております。
-------	--	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名諮問委員会	4	4	2	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬諮問委員会	4	4	2	2	0	0	社外取締役

補足説明

取締役会の諮問委員会として設置します。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会、会計監査人および内部監査部門の三者は、定期的に情報交換や意見交換などの連携を図っており、それぞれの監査の実効性を確保しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
笠松 重保	他の会社の出身者													
関口 博	弁護士													
武内 正一	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」、

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
笠松 重保			金融に携わった長年の経験と豊富な知見を有しており、社外監査役の職務を適切に遂行できると判断し、社外監査役として選任しております。 また、取引所の規定する独立性に影響を与える事項に該当しないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
関口 博			弁護士としての長年の経験と豊富な知見を有しており、社外監査役の職務を適切に遂行できると判断し、社外監査役として選任しております。 また、取引所の規定する独立性に影響を与える事項に該当しないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
武内 正一			公認会計士、税理士としての長年の経験と財務・会計に関する豊富な知見を有しており、監査役としての職務を適切に遂行できると判断し、社外監査役として選任しております。 また、取引所の規定する独立性に影響を与える事項に該当しないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	5名
--------	----

その他独立役員に関する事項

当社が定める社外役員の独立性に関する基準の「独立役員認定基準」により、独立役員として選任しております。

社外役員(社外取締役または社外監査役)の独立性に関する基準(平成27年6月15日改正)

独立役員認定基準

当社は、当社の社外取締役または社外監査役のうち、一般株主と利益相反が生じるおそれのない者を当会社および当会社の経営陣から独立した存在(以下、「独立役員」という。)であると認定する基準を次のとおり定める。

1. 当会社において、独立役員であるというためには、会社法第2条第15号に規定する社外取締役であって、会社法施行規則第2条第3項第5号に規定する社外役員に該当する者、または、会社法第2条第16号に規定する社外監査役であって、会社法施行規則第2条第3項第5号に規定する社外役員に該当する者でなければならない。

2. 当会社において、独立役員であるというためには、上記1を満たす者であって、かつ、次のいずれかに該当する者であってはならない。

(1) 社外取締役

類型	該当要件
親会社	1. 過去5年間に親会社の取締役、執行役、支配人その他の使用人である者 2. 現在または過去5年間に親会社の取締役、執行役、支配人その他の重要な使用人である者の配偶者または二親等以内の親族
当会社	1. 過去5年間に当会社の業務執行取締役、執行役、支配人その他の重要な使用人である者の配偶者または二親等以内の親族
子会社	1. 現在または過去5年間に子会社の業務執行取締役、執行役、支配人その他の重要な使用人である者の配偶者または二親等以内の親族
兄弟会社	1. 過去5年間に兄弟会社の業務執行取締役、執行役、支配人その他の使用人である者 2. 現在または過去5年間に兄弟会社の業務執行取締役、執行役、支配人その他の重要な使用人である者の配偶者または二親等以内の親族
主要な取引先	1. 現在または過去5年間に主要な取引先である者(個人の場合) 2. 現在または過去5年間に主要な取引先(法人、組合等の団体の場合)の業務執行取締役、執行役、支配人その他の使用人である者

専門家	3.上記1.または2.(重要な役職者に限る。)の配偶者または二親等以内の親族 1.現在または過去5年間に当社から多額の報酬等を得ている専門家である者 2.上記1.(重要な役職者に限る。)の配偶者または二親等以内の親族
寄付または助成を受けている者	1.現在または過去5年間に当社から多額の寄付または助成を受けている者(個人の場合) 2.現在または過去5年間に当社から多額の寄付または助成を受けている者(法人、組合等の団体の場合)の業務執行取締役、執行役、支配人その他の使用人である者
主要株主	3.上記1.または2.(重要な役職者に限る。)の配偶者または二親等以内の親族 1.現在または過去5年間に当社の主要株主である者(個人の場合) 2.現在または過去5年間に当社の主要株主(法人、組合等の団体の場合)の業務執行取締役、執行役、支配人その他の使用人である者
会計監査人	3.上記1.または2.(重要な役職者に限る。)の配偶者または二親等以内の親族 1.現在または過去5年間に当社の会計監査人である公認会計士または監査法人の社員、パートナーまたは使用人である者
相互就任者	2.上記1.(重要な役職者に限る。)の配偶者または二親等以内の親族 1.現在または過去5年間に相互就任者である者

(2) 社外監査役

類型	該当要件
親会社	1.過去5年間に親会社の取締役、監査役、執行役、支配人その他の使用人である者 2.現在または過去5年間に親会社の取締役、監査役、執行役、支配人その他の重要な使用人である者の配偶者または二親等以内の親族
当会社	1.過去5年間に当会社の取締役、会計参与、執行役、支配人その他の重要な使用人である者の配偶者または二親等以内の親族
子会社	1.現在または過去5年間に子会社の取締役、会計参与、執行役、支配人その他の重要な使用人である者の配偶者または二親等以内の親族
兄弟会社	1.過去5年間に兄弟会社の業務執行取締役、執行役、支配人その他の使用人である者 2.現在または過去5年間に兄弟会社の業務執行取締役、執行役、支配人その他の重要な使用人である者の配偶者または二親等以内の親族
主要な取引先	1.現在または過去5年間に主要な取引先である者(個人の場合) 2.現在または過去5年間に主要な取引先(法人、組合等の団体の場合)の業務執行取締役、執行役、支配人その他の使用人である者 3.上記1.または2.(重要な役職者に限る。)の配偶者または二親等以内の親族
専門家	1.現在または過去5年間に当社から多額の報酬等を得ている専門家である者 2.上記1.(重要な役職者に限る。)の配偶者または二親等以内の親族
寄付または助成を受けている者	1.現在または過去5年間に当社から多額の寄付または助成を受けている者(個人の場合) 2.現在または過去5年間に当社から多額の寄付または助成を受けている者(法人、組合等の団体の場合)の業務執行取締役、執行役、支配人その他の使用人である者
主要株主	3.上記1.または2.(重要な役職者に限る。)の配偶者または二親等以内の親族 1.現在または過去5年間に主要株主である者(個人の場合) 2.現在または過去5年間に当社の主要株主(法人、組合等の団体の場合)の業務執行取締役、執行役、支配人その他の使用人である者
会計監査人	3.上記1.または2.(重要な役職者に限る。)の配偶者または二親等以内の親族 1.現在または過去5年間に当社の会計監査人である公認会計士または監査法人の社員、パートナーまたは使用人である者
相互就任者	2.上記1.(重要な役職者に限る。)の配偶者または二親等以内の親族 1.現在または過去5年間に相互就任者である者

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

インセンティブ付与について、導入するか否かを検討しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

平成29年5月期における当社取締役に対する報酬は、総額148百万円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

(役員の報酬等の額の決定に関する方針)

1. 役員の報酬等については、役員の職責の対価として適切なものとなるよう、会社業績や職務の内容・執行状況のほか、上場会社を中心とした他企業の報酬水準などを総合勘案のうえ、透明性、公平性、客観性をもって決定します。
なお、取締役の報酬限度は、平成19年8月30日開催の第61回定時株主総会において年額200百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。監査役の報酬限度額は、平成19年8月30日開催の第61回定時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。
2. 業務執行取締役の報酬等は、基本となる月額報酬および毎年度の業績等を考慮した賞与により構成します。その他の取締役の報酬は、業務執行から独立した立場であることから、月額報酬のみとします。
業務執行取締役の報酬等およびその他の取締役の報酬の額は、透明性、公平性、客観性を確保するために、社外取締役を議長とする報酬諮問委員会の取締役会への勧告に基づき、取締役会の決議により決定します。
3. 監査役の報酬は、監査役の協議により決定します。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役については、総務部がサポートを行っております。
社外監査役については、法務・監査部がサポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

経営の健全性および透明性を維持することを目的として、社外取締役を含む取締役会および社外監査役を含む監査役会により経営の監督を行うべく、現在のガバナンス体制を採用しております。
取締役会は、平成29年8月30日現在で社外取締役2名を含む6名で構成され、法令もしくは定款に定められた事項、経営に関する重要な事項など、経営上の意思決定を行うとともに、取締役の業務執行の監督を行っております。その中で社外取締役は、業務執行者から独立した立場での監督を行っております。
また、当社では監査役制度を採用しており、監査役会は、平成29年8月30日現在で社外監査役3名を含む監査役4名で構成され、監査役会で定めた監査の方針や職務の分担等に従い、監査役は監査を実施しております。その中で、独立した社外監査役による、独立的な立場や専門的な見地から監査を実施することにより、経営に対する監督機能を強化しております。
さらに、監査役会、社内監査部門および会計監査人の三者は、定期的に情報交換や意見交換などの連携を図っており、それぞれの監査の実効性を確保しております。
当社は、取締役会の諮問委員会として、指名諮問委員会および報酬諮問委員会を置き、公正、透明かつ厳格な審査手続きを行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

経営の健全性および透明性を維持することを目的として、社外取締役を含む取締役会および社外監査役を含む監査役会により経営の監督を行うべく、現在のガバナンス体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	株主総会招集通知の早期開示(発送日前に、東証および当社HPに掲載)

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明会を、年1回実施	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書、事業報告書、「マエザワCG基本方針」を掲載	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室において統括	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	ISO14001認証を取得

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社および子会社から成る企業集団は、業務の適正と効率を確保するために必要な体制(以下、内部統制システムという)が適正に整備、運用されていることが良質な企業統治体制の確立のために必要不可欠であることを認識し、会社法、金融商品取引法および株式会社東京証券取引所が定める上場ルール、ならびに企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針(犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ)等に基づき、以下のとおり、内部統制システムに係る基本方針を定め、この方針の下で同システムの整備、運用を図ります。

当社および子会社から成る企業集団は、社会経済情勢その他環境の変化に応じて適時適切に見直しを行い、その充実を図ってまいります。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制(コンプライアンス体制)

(ア)当社は、取締役および使用人に対し、法令および定款、社内諸規程を厳格に遵守し、社会規範にもとることのない誠実かつ公正な職務執行のための要諦である企業行動規範(私たちの行動ルール)を浸透させる。

当社は、コンプライアンス委員会規程を根拠規程として、代表取締役社長および役付取締役、社外の弁護士を以って社内遵法体制推進の最高機関であるコンプライアンス委員会を設置し、これに当社事業活動の法令および定款、社内規程との整合、企業倫理に係る重要施策の決定、取締役および使用人への周知徹底と教育、内部者通報の受理、発生事案に対する原因の究明、未然防止および再発防止の徹底等の機能を果たさせ、倫理法令遵守を重視する企業風土を醸成する。

当社は、コンプライアンス委員会事務局である法務監査部(法務担当)に、法務相談管理規程に基づき、各分掌業務所管組織部署からの法務相談を取り扱う役割を果たさせ、当社事業活動におけるコンプライアンス上の疑義によるリスクの顕在化および拡大の未然防止と早期の問題事案把握、対策実施を講じる。

(イ)当社は、内部監査規程に基づき、法務監査部(監査担当)に、内部監査部門として執行部門からの独立性を確保して内部監査を実施させ、その結果を代表取締役社長に報告させ、早期の問題事案把握、対策実施を講じる。

(ウ)当社は、取締役および使用人が、不正の行為または法令および定款、社内規程に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上疑義のある事実を発見した場合、直ちに職制を通じて代表取締役社長および取締役会に報告させ、あわせて遅滞なく監査役に報告させ、早期の問題事案把握、対策実施を講じる。

(エ)当社は、企業倫理ヘルプライン規程に基づき企業倫理ヘルプライン(内部者通報システム)を設置し、取締役および使用人による不正の行為または法令もしくは定款、社内規程に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上疑義のある事実について、通常の職制ルートを介さずにコンプライアンス委員会へ報告できる体制を敷き、コンプライアンス体制の機能を補完する。

(オ)監査役は、コンプライアンス体制に問題があると認めるときは、取締役および使用人に対して意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制(情報保存管理体制)

当社は、取締役の職務の執行に係る情報について、法令および文書管理規程に基づき、その保存媒体に応じて、定められた期間の適切かつ確実に検索性の高い状態での保存、および期間満了後の廃棄に至るまでを管理する。

なお、保存中の当該情報は閲覧・謄写可能な状態を維持する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制(リスク管理体制)

(ア)当社は、当社の業務執行に係るリスクに係る合理的な管理体制として、リスクマネジメント委員会規程を根拠規程とするリスクマネジメント委員会を設置する。

同委員会は、代表取締役および役付取締役を以て構成し、当社企業価値の向上、事業の持続性に資する。

(イ)当社は、経営に重大な影響を与える事態が生じた場合には、リスク管理規程に基づき、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、社外の弁護士等の外部アドバイザーチームと連携し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制(効率的職務執行体制)

(ア)当社は、取締役会規程に基づき、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。

取締役会において審議される事項については、取締役会の開催に先立ち、経営会議運営細則に基づき構成される経営会議において起案者を出席させ議論を行い、その過程を経て取締役会に対し当該事項を議案として上程する。

取締役会は、経営資源の適正かつ合理的な配分等を考慮の上、審議事項の議決を行う。

また、取締役会では、定期的に取締役が担当する職務執行状況の報告を為し、取締役の相互においてその妥当性および効率性の監督を行う。

(イ)当社は、取締役会の決定事項について、組織規程、執行役員規程、職務権限規程、業務分掌規程および各業務規程に基づき、担当の職務執行者の権限と責任を明らかにし、組織的かつ効率的に執行を図る。

5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制(グループ会社管理体制)

5-1. 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、関連企業管理規程に基づき、子会社の事業運営について、その自主性を尊重しつつ、当社における合議・承認事項および当社に対する報告事項等を明確にし、その執行状況をモニタリングする。

取締役は、子会社において、不正の行為または法令および当該子会社の定款、社内規程に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上疑義のある事実を発見した場合、代表取締役社長および取締役会に報告し、あわせて遅滞なく監査役に報告する。

5-2. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(ア)当社は、リスクマネジメント委員会規程を根拠規程として設置するリスクマネジメント委員会に、子会社の業務執行に係るリスクを含めた、合理的なリスク管理体制としての機能を持たせ、企業価値の向上、事業の持続性に資する体制を構築する。

(イ)当社は、子会社の経営に重大な影響を与える事態が生じた場合には、リスク管理規程に基づき、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、社外の弁護士等の外部アドバイザーチームと連携し、迅速な対応を行い、子会社の損害の拡大を防止し、これを最小限に止める。

5-3. 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(ア)当社は、子会社が子会社の取締役会規程に基づき、子会社取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催することを以って、子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する。

子会社取締役会において審議される一定の事項については、子会社取締役会の開催に先立ち、当社と起案者が議論を行い、子会社は当社の合議または承認を得る。この過程を経て、子会社は子会社取締役会に対し当該事項を議案として上程し、経営資源の適正かつ合理的な配分等を考慮の上、審議事項の議決を行う。

また、子会社取締役会では、定期的に子会社の各取締役が担当する職務執行状況の報告を為し、子会社取締役の相互においてその妥当性および効率性の監督を行う。

(イ)当社は、子会社取締役会の決定事項について、子会社における組織規程、職務権限規程、業務分掌規程および各業務規程に基づき、子会

社に担当の職務執行者の権限と責任を明らかにさせ、組織的かつ効率的な執行の監督を行う。

5-4. 子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(ア)当社は、子会社の取締役および使用人に対し、法令および定款、社内諸規程を厳格に遵守し、社会規範にもとることのない誠実かつ公正な職務執行のための要諦である企業行動規範(私たちの行動ルール)を浸透させる。

当社は、子会社のコンプライアンス委員会規程を根拠規程として、子会社取締役全員を以て構成する社内遵法体制推進の最高機関であるコンプライアンス委員会を設置し、これに子会社事業活動の法令および定款、社内規程との整合、企業倫理に係る重要施策の決定、取締役および使用人への周知徹底と教育、内部者通報の受理、発生事案に対する原因の究明、未然防止および再発防止の徹底等の機能を果たさせ、倫理法令遵守を重視する企業風土を醸成する。

当社は、法務監査部(法務担当)に、子会社の法務相談管理規程に基づき、各分掌業務所管組織部署からの法務相談を取り扱う役割を果たさせ、子会社事業活動におけるコンプライアンス上の疑義によるリスクの顕在化および拡大の未然防止と早期の問題事案把握、対策実施を講じる。

(イ)当社は、内部監査規程に基づき、法務監査部(監査担当)に、内部監査部門として執行部門からの独立性を確保して子会社の内部監査を実施させ、その結果を当社および子会社の代表取締役社長に報告させ、早期の問題事案把握、対策実施を講じる。

(ウ)当社は、子会社の取締役および使用人が、不正の行為または法令および定款、社内規程に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上疑義のある事実を発見した場合、直ちに職制を通じて当社代表取締役社長および当社監査役に報告させ、早期の問題事案把握、対策実施を講じる。

(エ)当社は、子会社の企業倫理ヘルプライン規程に基づき子会社に企業倫理ヘルプライン(内部者通報システム)を設置し、子会社の取締役および使用人による不正の行為または法令もしくは定款、社内規程に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上疑義のある事実について、通常の職制ルートを経ずに子会社コンプライアンス委員会へ報告できる体制を敷き、コンプライアンス体制の機能を補完する。

(オ)当社および子会社監査役は、コンプライアンス体制に問題があると認めるときは、子会社の取締役および使用人に対して意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項ならびに監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(ア)当社は、監査役が監査役監査基準に基づく監査役職務を補助すべき使用人を置く必要があるとした場合、監査役との協議の上、法務監査部(監査担当)をその職務を補助すべき使用人として指名する。

(イ)当社は、監査役が当該使用人をその職務を補助すべき使用人とする期間中、その指揮命令を監査役に委譲し、取締役の指揮命令系統から独立させる。

(ウ)当社は、監査役が、当該使用人をその職務を補助すべき使用人とする期間中、当該使用人に取締役の職務執行に係る一切を兼務させず、かつ、当該使用人の人事考課および異動に際しては、監査役の同意を要することとする。

7. 監査役への報告に関する体制

7-1. 取締役・使用人が監査役に報告をするための体制

(ア)当社は、監査役会への報告管理規程に基づき、取締役および使用人に対して、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項を把握した際は、監査役からの要求がない場合であっても、速やかに監査役会に報告する義務を課す。

取締役は、取締役会においてもあわせて監査役に対しての報告の機会をもつ。

上記にかかわらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役および使用人に対して報告および説明を求めることができる。

(イ)当社は、企業倫理ヘルプライン規程に基づく企業倫理ヘルプライン(内部者通報システム)の運用を図ることにより、不正の行為または法令および定款、社内規程に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上疑義のある事実について、監査役への適切な報告を確保する。

7-2. 子会社の取締役・監査役・使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告をするための体制

(ア)当社は、監査役会への報告管理規程および関連企業管理規程に基づき、子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者に対して、当該子会社の業務または業績に影響を与える重要な事項を把握した際は、当社監査役からの要求がない場合であっても、速やかに当社監査役会に報告する義務を課す。

子会社取締役は、当該子会社取締役会において当該子会社監査役に対する報告の機会があり、当該子会社監査役を通じて当社監査役へ報告することもできる。

上記にかかわらず、当社監査役はいつでも必要に応じて、子会社の取締役、監査役および使用人に対して報告および説明を求めることができる。

(イ)当社は、子会社の企業倫理ヘルプライン規程に基づく企業倫理ヘルプライン(内部者通報システム)の運用を図ることにより、当該子会社における不正の行為または法令および定款、社内規程に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上疑義のある事実について、当社監査役への適切な報告を確保する。

7-3. 監査役に報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役監査基準および監査役会への報告管理規程の趣旨に基づき、監査役に対する報告が通常の職制ルートによるものであるか否かを問わず、監査役に報告をしたことを理由として、当該報告者(その所属が当社であるか子会社であるかを問わない。)に対し、作為不作為、有形無形を問わず一切の不利益な取扱いをしない。

8. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役が法令および監査役監査基準に基づく監査役の職務を執行することで生ずる費用の前払または支出した費用や利息の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役の職務の執行に必要なでないことを証明しない限り、これを負担する。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役の監査の実効性を高めるため、監査役による取締役および使用人(子会社の取締役・監査役・使用人を含む)からの個別ヒヤリングの機会、ならびに、監査役による代表取締役社長、会計監査人、内部監査部門のそれぞれとの間の定期的な意見交換の機会を設ける。

10. 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

(ア)当社は、金融商品取引法および内閣府令が要請する財務計算に関する書類その他の情報の信頼性と適正性を確保する体制について、必要かつ適切なシステムを整備し、運用する。

(イ)取締役会は、それらが適切に整備および運用されていることを監督する。

(ウ)監査役は、それらの整備および運用状況を監視し検証する。

11. 反社会的勢力による被害を防止するための体制

(ア)当社および子会社から成る企業集団は、社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、毅然とした態度で組織的に対処し、あらゆる関係を遮断する。

(イ)当社および子会社から成る企業集団は、当社法務監査部(法務担当)を反社会的勢力との関係遮断のための統括部署とし、マニュアルの策定、研修を実施させ、発生事案については、当事者部署と連携し臨機に対応させる。

加えて、各営業店等に暴力団対策法に基づく不当要求防止責任者を設置し、関係を図る。

(ウ)当社および子会社から成る企業集団は、反社会的勢力による不当要求につき、適切な拒絶、排除対応を図るため、平素より所轄の警察署や暴力追放推進センター、法律顧問等の外部専門機関との緊密な関係を確保し、情報の共有を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力による被害を防止するための体制

(ア)当社および子会社から成る企業集団は、社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、毅然とした態度で組織的に対処し、あらゆる関係を遮断する。

(イ)当社および子会社から成る企業集団は、当社法務監査部(法務担当)を反社会的勢力との関係遮断のための統括部署とし、マニュアルの策定、研修を実施させ、発生事案については、当事者部署と連携し臨機に対応させる。

加えて、各営業店等に暴力団対策法に基づく不当要求防止責任者を設置し、連携を図る。

(ウ)当社および子会社から成る企業集団は、反社会的勢力による不当要求につき、適切な拒絶、排除対応を図るため、平素より所轄の警察署や暴力追放推進センター、法律顧問等の外部専門機関との緊密な関係を確保し、情報の共有を図る。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項